

# 地域社会の基盤強化に向けた取組について

日本国総務省  
大臣官房総括審議官  
宮地 毅

1. 日本の地方公共団体の現況

2. 日本における地方公共団体の合併とその背景

3. 合併後の状況と新たな取組

# 1. 日本の地方公共団体の現況

# 日本の地方自治制度のあらまし

- 日本の地方自治は、憲法で保障されている。 国と地方は別の法人格を持ち、地方自治の仕組みや国と地方の関係については、地方自治法に定められている。
- 日本の地方公共団体は、都道府県・市町村の2層制である。
- 地方公共団体は、公選（住民の直接選挙）による議員による議会を持ち、議会は、予算の議決等のほか、法律の範囲内での立法権限を有している。
- 行政の執行は公選される首長（知事・市町村長）が行う。
  - ※ 国の行政執行は、内閣が行う。国は議院内閣制を採る。
- 国の事業に比べ、地方公共団体が担任するもののウェイトが高い。
  - ※ ただし、地方公共団体が担任する行政の多くは、国の法律による義務付けがある。

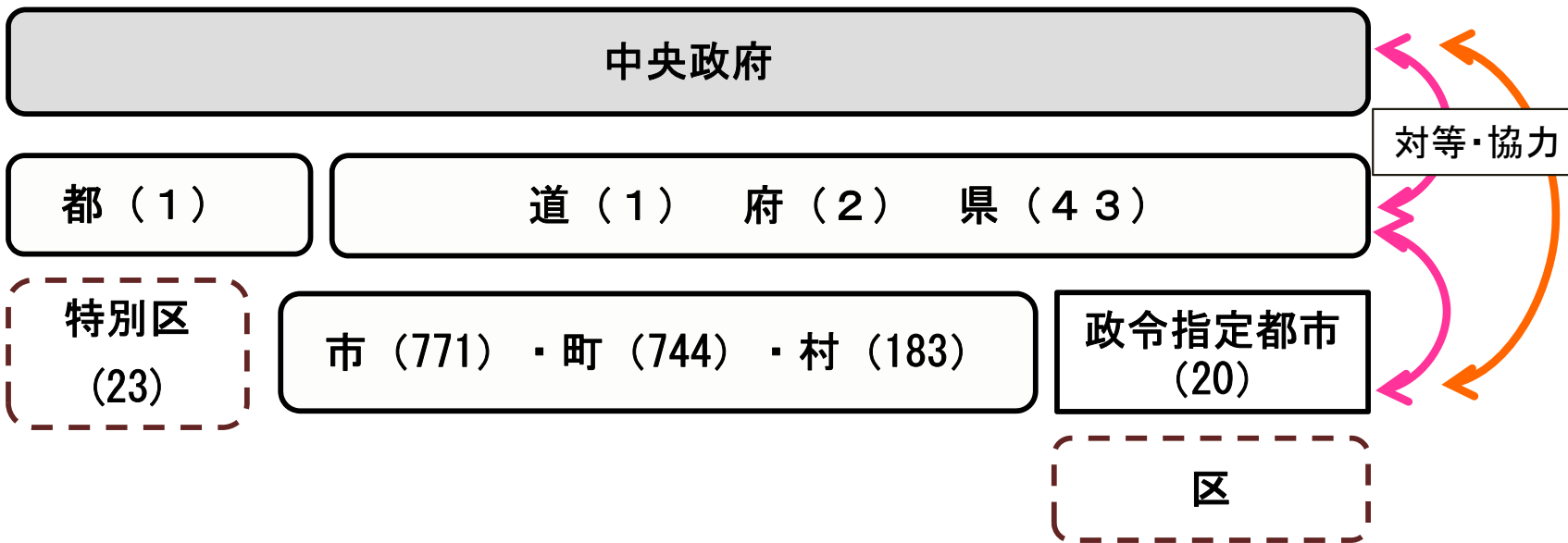
# 日本の地方公共団体

○ 日本の地方公共団体は、都道府県・市町村の2層制である。

※ 都道府県〈広域の地方公共団体〉47

市町村〈基礎的な地方公共団体〉1718

(2017年4月1日時点)



## 【都道府県・市町村】

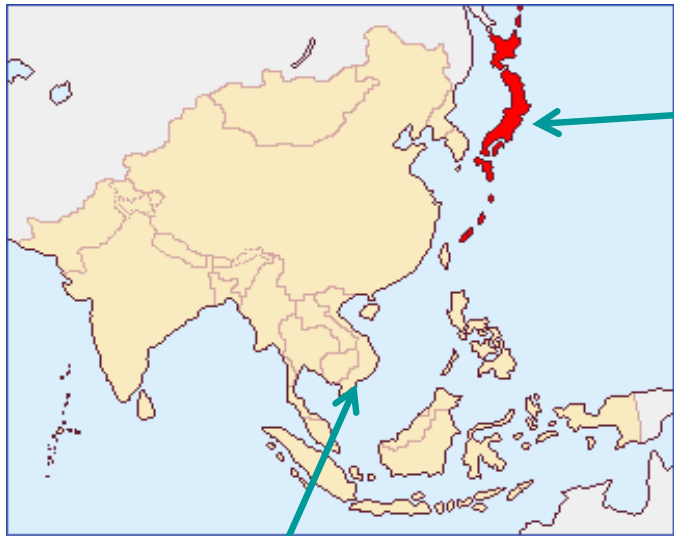
- ・包括的権限を持つ
- ・事務の義務づけは国の法律で規定される場合のみ

## 【国】

- ・自治体の行為を取り消すことは不可
- ・国による長の解任・議会の解散も不可

○ 国と地方公共団体の関係

上下・主従の関係ではなく、対等・協力の関係



日本

日本の都道府県

ベトナム

最大

最小

総面積: 377,970.75km<sup>2</sup>

最大 : 北海道 83,424.31km<sup>2</sup>

最小 : 香川県 1,876.72km<sup>2</sup>

(2015年10月1日)

# 地方公共団体の数と構成

種別	数		人口(最大～最小)	
都道府県	47	都(1)	13,515,271(東京都)	
		道府県(46)	9,126,214(神奈川県) ～ 573,441(鳥取県)	
市町村	1,718	市(791)	指定都市(20)	3,724,844(横浜市) ～ 704,989(静岡市)
			中核市(48)	622,890(船橋市) ～ 228,552(呉市)
			施行時特例市(36)	578,112(川口市) ～ 193,125(甲府市)
			その他(687)	483,480(松戸市) ～ 3,585(歌志内市)
		町(744)	51,053(府中町) ～ 1,068(早川町)	
		村(183)	39,504(読谷村) ～ 178(青ヶ島村)	
特別区 (東京都に設置)	23		903,346(世田谷区) ～ 58,406(千代田区)	

(注)地方公共団体の数及び内訳は、2017年4月1日現在

人口は2015年国勢調査人口(確定値)による。

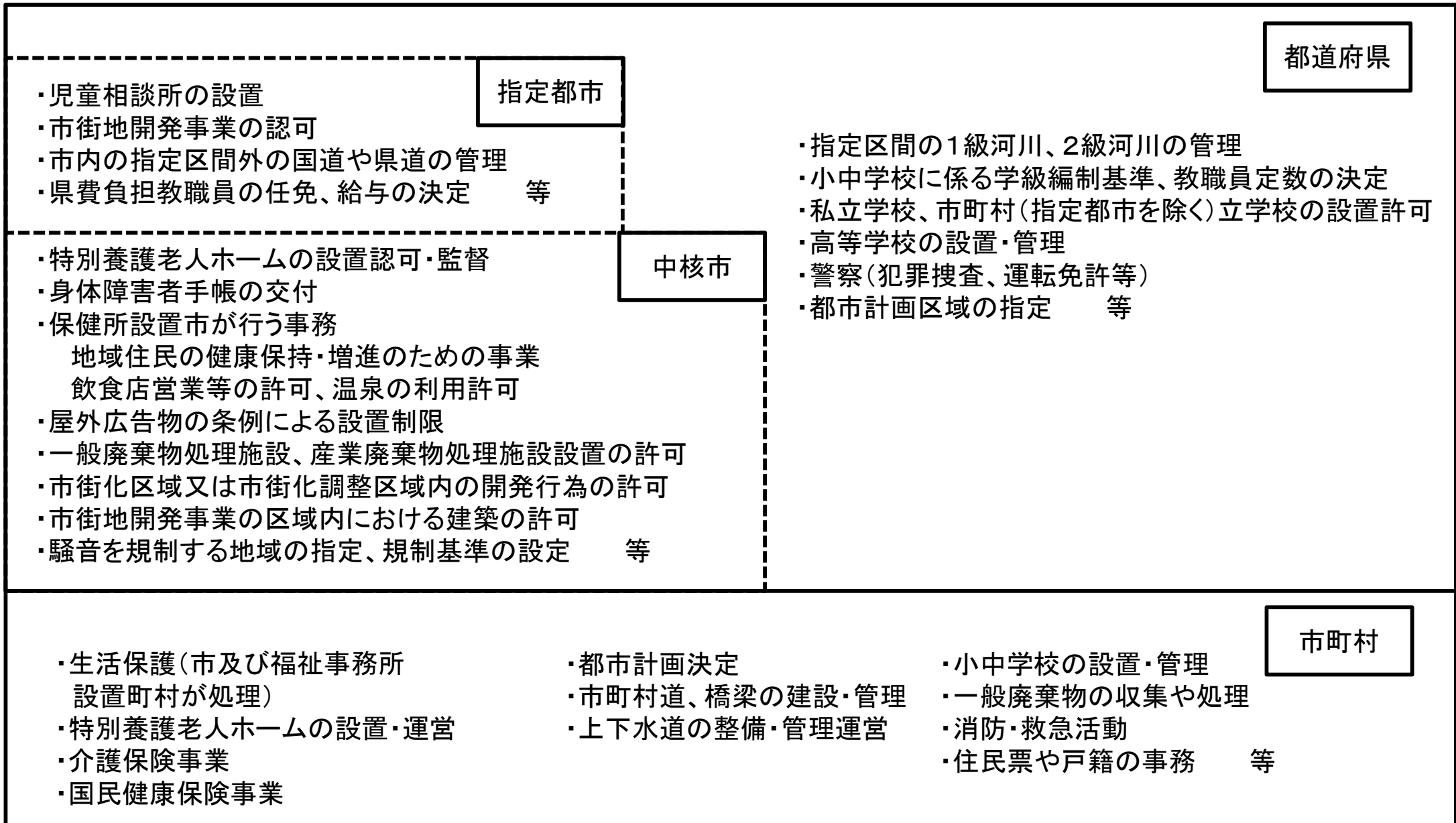
※避難指示区域を含む市町村は除く

# 国と地方との事務分担（例）

		公共投資	教育	福祉	その他
国		<ul style="list-style-type: none"> <li>○高速自動車道</li> <li>○国道(指定区間)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大学</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会保険</li> <li>○医師免許</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防衛</li> <li>○外交</li> <li>○通貨</li> </ul>
地方	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国道(その他)</li> <li>○都道府県道</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高等学校</li> <li>○小・中学校職員の給与・人事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保健所</li> <li>○生活保護(町村の区域)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○警察</li> <li>○職業訓練</li> </ul>
	市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都市計画等</li> <li>○市町村道</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小・中学校</li> <li>○幼稚園・保育園</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ゴミ処理</li> <li>○国民健康保険</li> <li>○介護保険</li> <li>○生活保護(市の区域)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消防</li> <li>○住民登録</li> </ul>



# 地方公共団体が担う主な事務



## 2. 日本における地方公共団体の合併とその背景

# 都道府県の数の変遷

305

1871 (明治4) 年7月 府県の設置

※それ以前は権力者が治める行政区分  
(藩) が存在



75

1871 (明治4) 年12月



47

1888 (明治21) 年～現在



現在の47都道府県体制は、100年以上前に骨格ができ、現在までその姿を変えていない

# 合併による市町村数の変遷

○ 日本の市町村数は、明治21年(1888年)には7万を超えていた町村が、明治、昭和、平成と3度の大合併を経て、現在では1,718市町村にまで減少。

	年 月	市	町	村	計
<b>①明治の大合併</b> ○小学校や戸籍の事務処理を行うため、300~500戸を標準として、全国一律に町村の合併を実施。 ※自然村・集落のレベルから行政体としての組織へ	明治21年(1888年)	—	(71,314)		71,314
	22年(1889年)	39	(15,820)		15,859
	昭和20年(1945年) 10月	205	1,797	8,518	10,520
<b>②昭和の大合併</b> ○中学校1校を効率的に設置管理していくため、人口規模8,000人を標準として町村の合併を推進。	28年(1953年) 10月	286	1,966	7,616	9,868
	31年(1956年) 4月	495	1,870	2,303	4,668
	36年(1961年) 6月	556	1,935	981	3,472
	40年(1965年) 4月	560	2,005	827	3,392
	60年(1985年) 4月	651	2,001	601	3,253
<b>③平成の大合併</b> ○地方分権の推進等のなかで、自主的な市町村合併を推進。	平成11年(1999年) 4月	671	1,990	568	3,229
	18年(2006年) 3月	777	846	198	1,821
	22年(2010年) 3月	786	757	184	1,727
	28年(2016年) 10月	791	744	183	1,718

## ①明治の大合併（1888年～）

### ○ 市制町村制の導入（1888年）と合併の推進

- 小学校の運営を含む各種の行政事務（教育、徴税、土木、救済、戸籍の事務処理）を実施することに見合った規模
- 江戸時代から引き継がれた自然集落を踏まえた行政区画
- 「300～500戸」を1町村の規模と示して促進。

71,314

1888（明治21）年



15,859

1889（明治22）年

## ②昭和の大合併（1953年～）

### ○ 第二次大戦後、市町村が行う事務が追加

- 新制中学校の設置管理
- 市町村消防や自治体警察の創設
- 社会福祉、保健衛生関係事務

⇒ 行政事務の能率的処理のために規模の合理化が必要に

### ○ 中央政府による合併推進（特別法の制定など）

「おおむね、8000人以上の住民」を基準として、町村の合併を推進

※新制中学校1校を効率的に設置管理していくために必要と考えられた人口。

9,868

1953(昭和28)年10月



3,472

1961(昭和36)年6月

## ③平成の大合併（2000年代）

### 背景とポイント

#### 1. 地方分権の推進

- 地方でできることは地方で
- 住民に最も身近な市町村について、規模・能力の充実が大切

#### 2. 少子高齢化の進展

- 人口減少社会に突入
- 少子高齢化に対応した、サービス提供・専門スタッフが必要

#### 3. 広域的な行政需要が増大

- 日常生活圏（通勤、通学、買い物等）の拡大に応じた、市町村の拡大が必要

#### 4. 行政改革の推進

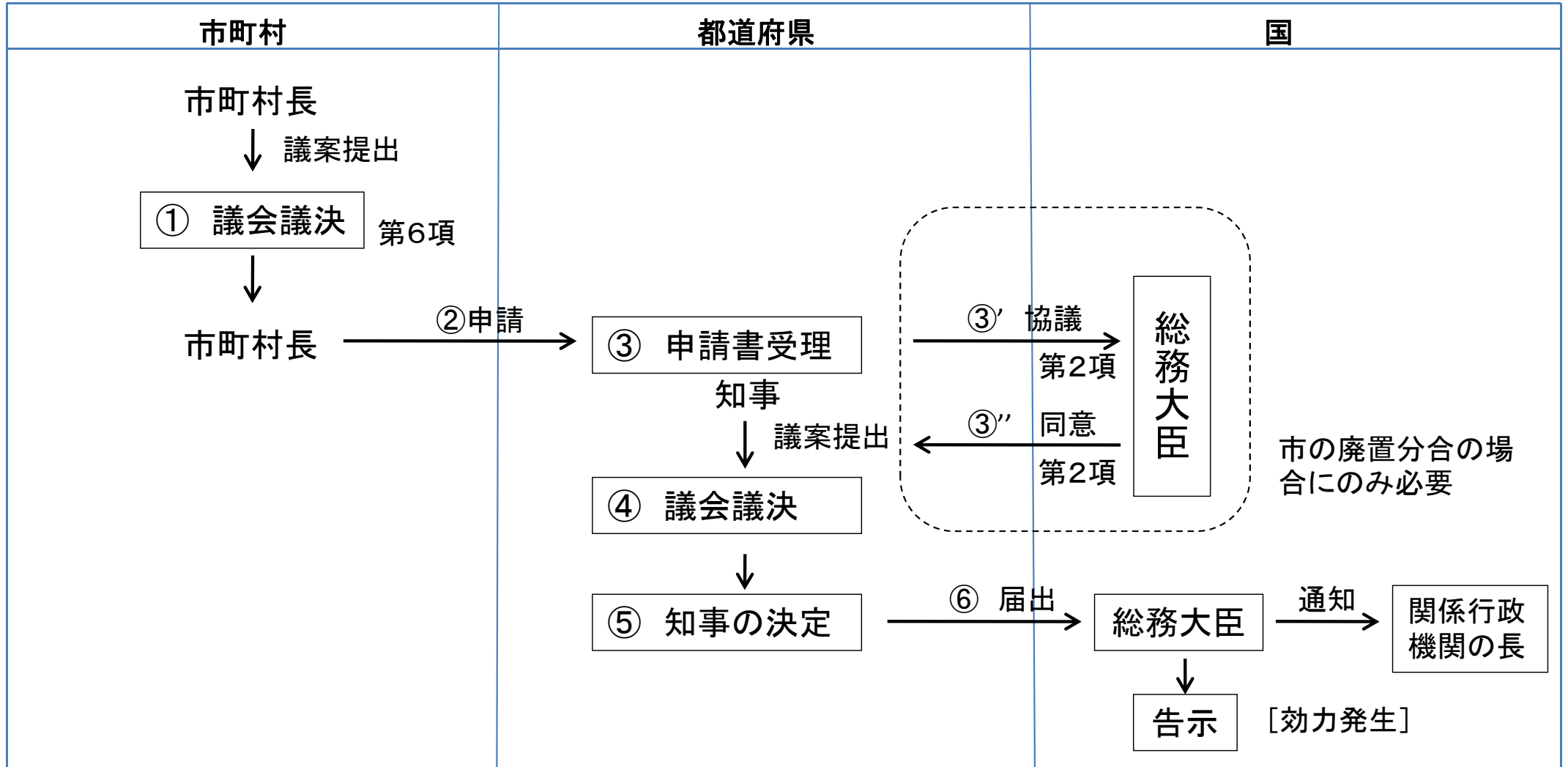
- 極めて厳しい財政状況。国・地方とも、より簡素で効率的な行財政運営が必要 →更なる行政改革の推進

基礎自治体である市町村の  
規模・能力の充実、行財政  
基盤の強化が必要

市町村合併の推進

# (参考) 市町村の合併手続きについて

## ○ 手続(地方自治法第7条)



※1 都道府県の境界にわたる市町村の設置を伴う場合は、上記と異なる手続(関係普通地方公共団体の申請に基づく総務大臣の処分)による。

※2 1の市町村が2以上に分離(分割・分立)される場合においても、上記と同様の手続きを要する。



### 3. 合併後の状況と新たな取組

# 平成の大合併の進展状況

1999年3月31日  
3232

▲1505

2010年3月31日  
1727

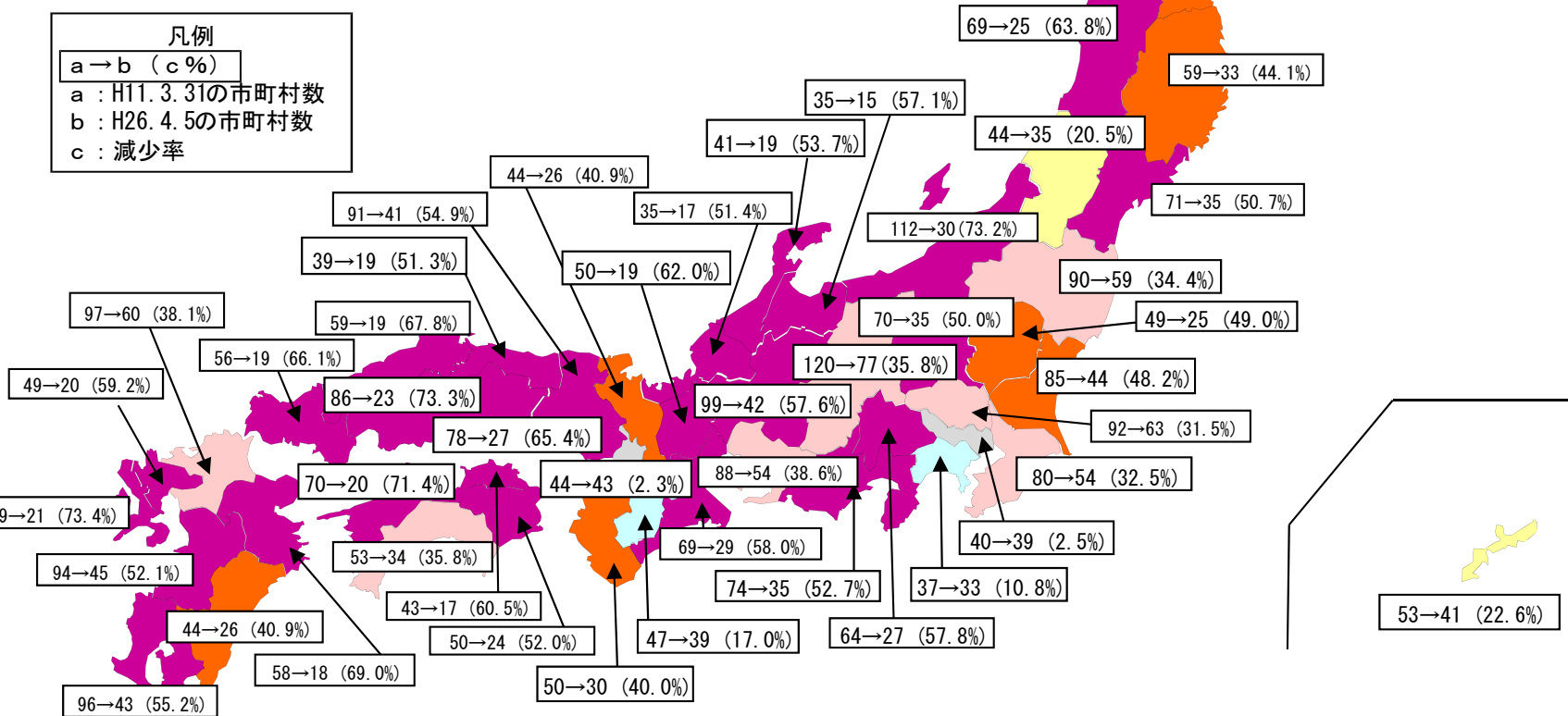
▲9

2014年4月5日  
1718

	1953.9.30	1962.1.1	1999.3.31	2010.3.31	2014.4.5
市町村数	9,895	3,466	3,232	1,727	1,718
人口1万人未満	—	—	1,537	457	480
平均人口(人)	7,864	24,555	36,387	69,067	69,332
平均面積(km <sup>2</sup> )	37.5	106.9	114.8	215.4	216.7

	合併件数 (合併関係団体数)	1999.4.1以降の減少団体数
旧法下 1999.4.1~	581 (1,991)	1,410
新法下 (改正前)	61 (156)	95
新法下 (改正後)	7 (16)	9
計	649 (2,163)	1,514

凡例  
a→b (c%)  
a : H11. 3. 31の市町村数  
b : H26. 4. 5の市町村数  
c : 減少率



※ 現行合併特例法による合併68件を含む。

# 人口段階別の市町村の人口・面積の変化

	H11.3.31		
	団体数	人口	面積(km <sup>2</sup> )
50万人以上	21	24,459,688 ( 20.8% )	7,910 ( 2.1% )
30万人以上50万人未満	43	16,672,731 ( 14.2% )	11,025 ( 3.0% )
20万人以上30万人未満	41	10,139,015 ( 8.6% )	7,624 ( 2.1% )
10万人以上20万人未満	115	15,609,766 ( 13.3% )	13,901 ( 3.7% )
5万人以上10万人未満	227	15,738,410 ( 13.4% )	24,690 ( 6.7% )
3万人以上5万人未満	262	10,015,674 ( 8.5% )	30,248 ( 8.2% )
1万人以上3万人未満	986	16,620,311 ( 14.1% )	101,818 ( 27.4% )
1万人未満	1,537	8,347,037 ( 7.1% )	173,826 ( 46.8% )
全国計	3,232	117,602,632 ( 100.0% )	371,040 ( 100.0% )
(参考)全国平均		36,387	114.8

	H22.3.31		
	団体数	人口	面積(km <sup>2</sup> )
	27	30,406,053 ( 25.5% )	14,206 ( 3.8% )
	45	17,334,198 ( 14.5% )	16,251 ( 4.4% )
	41	10,082,356 ( 8.5% )	12,109 ( 3.3% )
	154	21,252,161 ( 17.8% )	41,139 ( 11.1% )
	278	19,335,920 ( 16.2% )	63,780 ( 17.1% )
	259	10,015,061 ( 8.4% )	56,026 ( 15.1% )
	466	8,469,698 ( 7.1% )	84,736 ( 22.8% )
	457	2,382,894 ( 2.0% )	83,704 ( 22.5% )
	1,727	119,278,341 ( 100.0% )	371,950 ( 100.0% )
		69,067	215.4

※ H11.3.31の人口は、平成7年国勢調査人口による。  
 ※ H22.3.31の人口は、平成17年国勢調査人口による。

※ H11.3.31の面積は、「全国市町村要覧(平成10年度版)」の面積による。  
 ※ H22.3.31の面積は、「全国市町村要覧(平成21年度版)」の面積による。

# 合併に関する評価

総務省「『平成の合併』について」  
(平成22年3月)

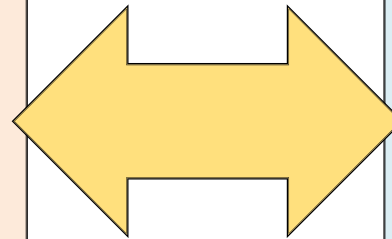
## 合併の評価

多くの合併市町村の行政・住民、また世論の合併への評価は大きく分かれている。

### 《評価の背景》

#### 【主な効果】

- ①住民サービス提供体制の充実強化
- ②少子高齢化への対応
- ③広域的なまちづくり
- ④職員配置や公共施設の統廃合などの行財政の効率化



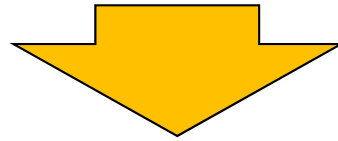
#### 【主な問題点・課題】

- ①周辺部の旧市町村の活力喪失
- ②住民の声が届きにくい
- ③住民サービスの低下
- ④旧市町村地域の伝統・文化、歴史的地名などの喪失

# これからの基礎自治体の展望

総務省「『平成の合併』について」  
(平成22年3月)

- 基礎自治体である市町村の役割はより一層重要になる。



それぞれの市町村がこれらの中から最も適した仕組みを自ら選択。

① 市町村合併による行財政基盤の強化

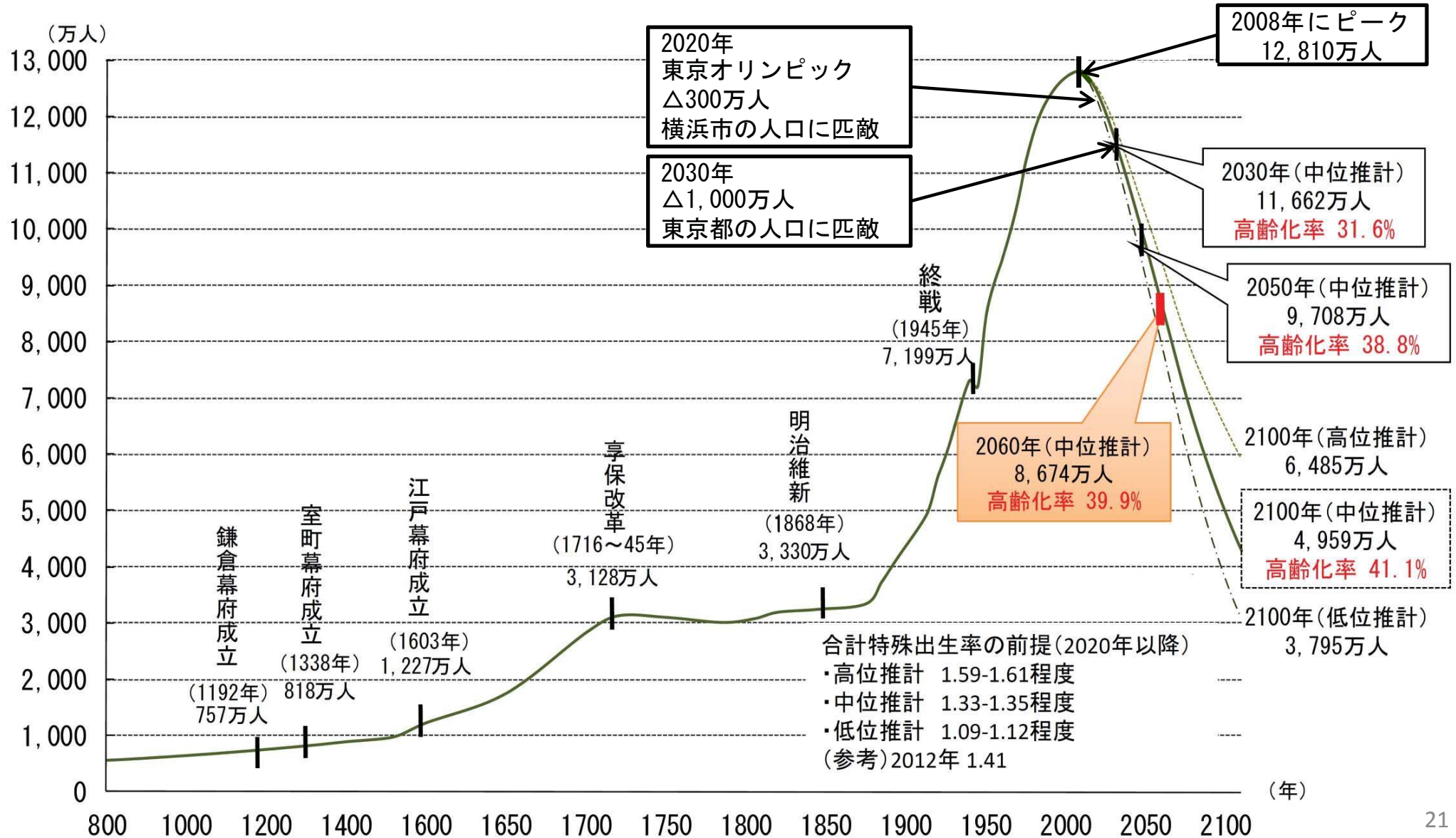
② 共同処理方式による周辺市町村間での広域連携

③ 都道府県による補完

など

# 日本における総人口の長期的推移

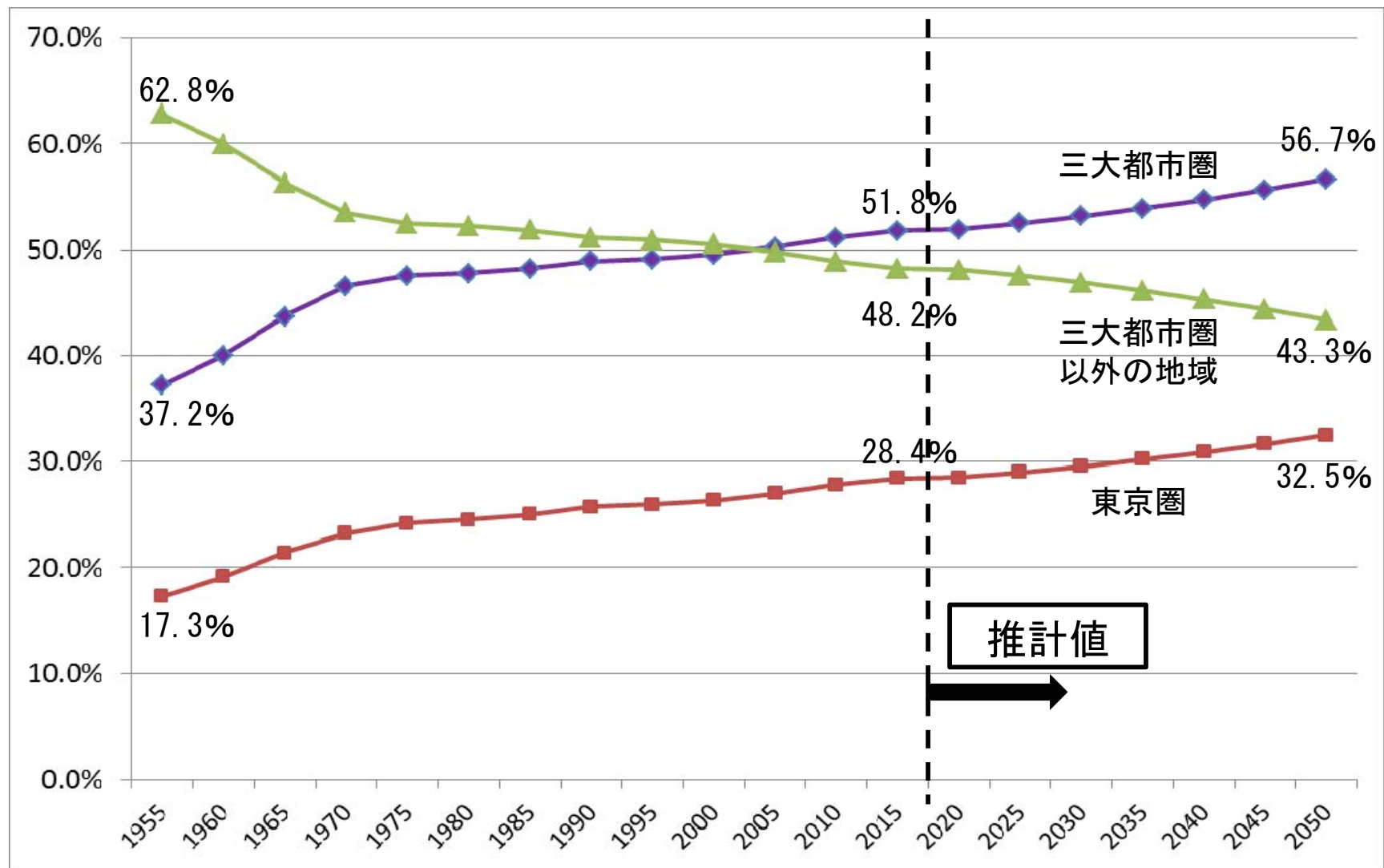
○ 日本の総人口は、2008年をピークに、今後100年間で100年前（明治時代後半）の水準に戻っていく。この変化は、千年単位でもみても類を見ない、極めて急激な減少。



(備考)内閣府「選択する未来」委員会資料(平成26年2月14日第2回委員会資料4より抜粋)をもとに作成

# 三大都市圏および東京圏の人口が総人口に占める割合

○ 三大都市圏の人口シェアの上昇は今後も続くとともに、その増大のほとんどは東京圏のシェア上昇分となると予測されている。



# 連携中枢都市圏の取組の推進

## 意義

- 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市(人口20万人以上)が近隣市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

## 役割

### (1) 圏域全体の経済成長のけん引

産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等

### (2) 高次の都市機能の集積・強化

高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等

### (3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

地域医療確保のための病院群輪番制の充実、地域公共交通ネットワークの形成 等

## 要件

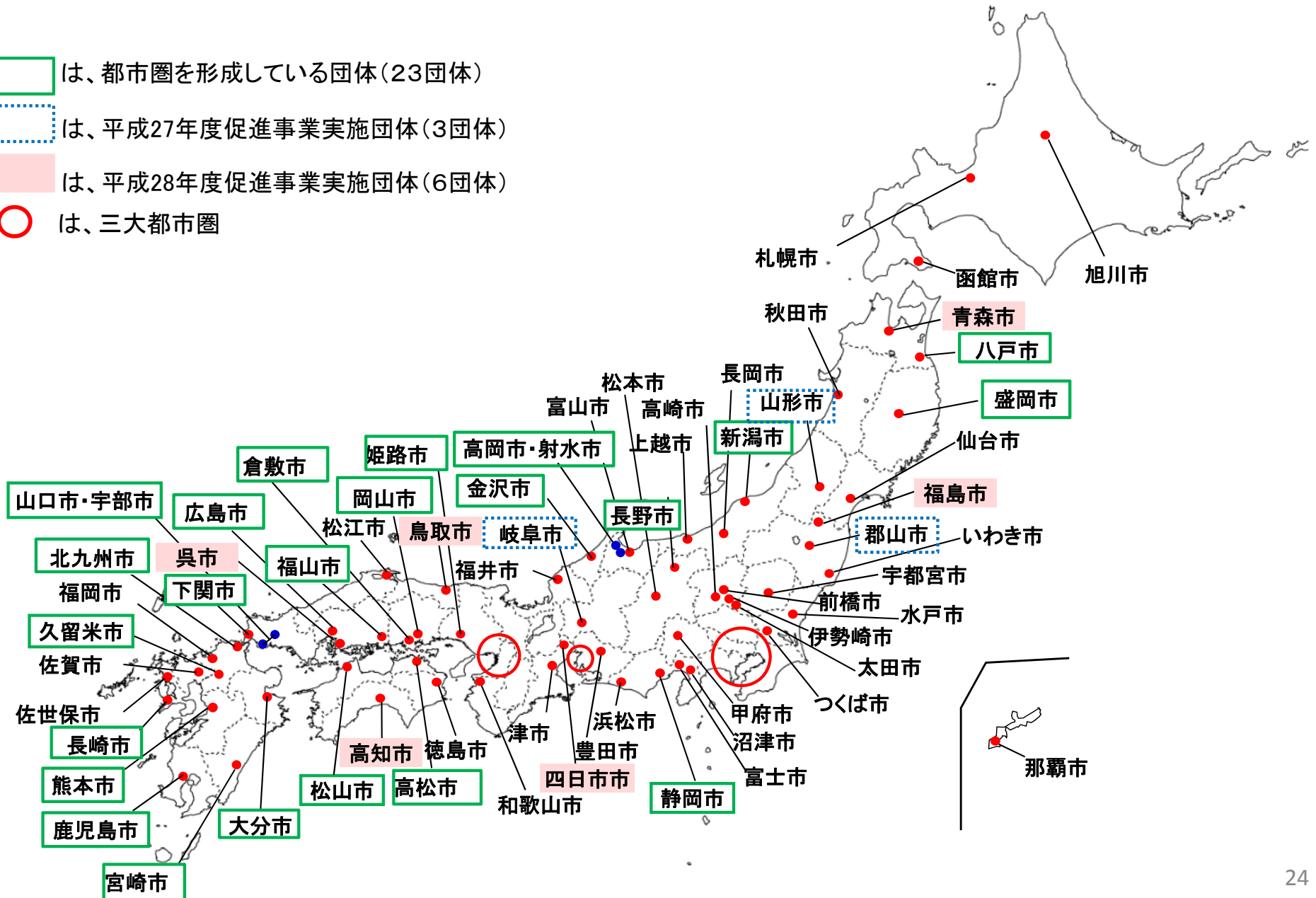
- ① 地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市と、当該市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏

※ただし、①を原則除く都市圏であって、隣接する2つの市（各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市）の人口の合計が20万人を超え、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、①の都市圏と同等の取組が見込まれる場合においてこれを含むものとする。



# 連携中枢都市圏の形成の動き

- は、都市圏を形成している団体(23団体)
- は、平成27年度促進事業実施団体(3団体)
- は、平成28年度促進事業実施団体(6団体)
- 〇 は、三大都市圏



ご清聴ありがとうございました。